

町立学校施設空調設備設置事業
公募型プロポーザル募集要項
平成31年2月13日
松田町

目次

第1 募集要項の定義	-1-
第2 事業の概要	-1-
1 事業名称	-1-
2 事業の対象	-1-
3 公共施設の管理者	-1-
4 事業目的	-1-
5 事業方式	-1-
6 提案上限額	-1-
7 事業期間等	-1-
8 事業内容	-2-
第3 応募に関する条件	-2-
1 事業者の構成等	-2-
2 構成員の備えるべき参加資格要件	-3-
3 応募に関する留意事項	-4-
4 スケジュールについて	-5-
5 応募手続き等	-5-
第4 最優秀提案者の選定	-6-
1 選定委員会の設置	-6-
2 最優秀提案者の選定方法	-7-
3 最優秀提案者の決定・公表	-7-
4 事務局	-8-
第5 契約の考え方	-8-
1 契約の手続き	-8-
2 契約の概要	-8-
3 契約金額	-8-
4 契約の保証	-8-
5 支払い条件	-8-
第6 提示条件	-8-
1 事業フレーム	-8-
2 発注者と選定企業の責任分担	-9-
第7 事業実施に関する事項	-9-
1 発注者による本事業の実施状況の確認	-9-
2 事業期間中の選定企業と発注者の関わり	-9-
3 事業の継続が困難となった場合の措置	-9-
第8 その他	-10-
1 情報提供	-10-

※ 平成31年5月以降は、新元号となる予定ですが、名称は未定のため、5月以降においても仮に平成と表します。

第1 募集要項の定義

この「町立学校施設空調設備設置事業公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）は、松田町（以下「発注者」という。）が「町立学校施設空調設備設置事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業の募集に参加しようとする事業者を対象に配布するものである。

別添資料の「町立学校施設空調設備設置事業 要求水準書」、「町立学校施設空調設備設置事業公募型プロポーザル募集 最優秀提案者決定基準」、「町立学校施設空調設備設置事業様式集」、「町立学校施設空調設備設置事業 提供資料」は、募集要項と一体のものとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

町立学校施設空調設備設置事業

2 事業の対象

本事業を実施する事業者（以下「選定企業」という。）は、次の1園1校（以下「対象校」という。）の別紙1に示す普通教室等26教室（以下「対象室」という。）を本事業の対象として、空調設備を設置する。

対象校：松田町立寄幼稚園 住所：神奈川県足柄上郡松田町寄2505

松田町立松田小学校 住所：神奈川県足柄上郡松田町松田庶子204

3 公共施設の管理者

松田町教育委員会

4 事業目的

本事業は、松田小学校及び寄幼稚園における空調設備を設置することにより、児童・園児及び教職員に望ましい学習・生活環境及び就労環境を提供することを目的とする。また、事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入すること、学校間の公平性を確保し、コスト削減を図ることを目的としている。

5 事業方式

本事業は、民間の新技术等の活用、創意工夫により、コスト縮減、工期短縮を図るため、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として発注者との契約を締結したうえでプロポーザル提案の内容を基に、空調設備等の設計、施工、工事監理からなる「設計・施工・監理一括発注方式」により実施する。

6 提案上限額

提案上限額は、60,815千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

7 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行う。

- (1) 事業期間本事業の事業期間は、事業契約の締結日から、平成31年8月28日（水）までとする。ただし、平成31年6月28日（金）までに冷房運転ができるようにし、部分検査を受け、空調設備を引き渡すこと。また、平成31年8月28日（水）までに完成検査を受け、暖房運転ができるようにすること。

(2) 契約等の締結

ア 仮契約 平成31年3月上旬(予定)

イ 本契約(議決) 平成31年3月中旬(予定)

※本契約の締結までは、契約を保証するものではなく、松田町議会の議決が得られず本契約に至らなかった場合、発注者はその損害賠償の責を負わない。

8 事業内容

本事業の対象となる業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 空調設備等の設計業務
ア 空調設備等の設計のための事前調査業務
イ 空調設備等の施工に係る設計業務(各対象校の設計図書の作成等) なお、発注者から、対象校の案内図・配置図(平面図)・機器仕様書・系統図・機器設置詳細図(代表教室)を貸出しする。
ウ その他、付随する業務(調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務では、学校との調整を含む。)

(2) 空調設備等の施工業務

ア 空調設備等の施工のための事前調査業務

イ 空調設備等の施工業務(施工業務には、当該空調設備の導入に伴う、一切の工事(受電設備の改修、配管の整備、空調機器の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元等)を含む。)

ウ その他、付随する業務(調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務では、学校との調整を含む。)

(3) 空調設備等の工事監理業務

ア 空調設備等の施工に係る工事監理業務

イ その他、付随する業務(調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務では、学校との調整を含む。)

(4) 空調設備等の維持管理の提案

空調設備等の維持管理に関する提案

第3 応募に関する条件等

1 事業者の構成等

(1) 事業者の定義

事業者の構成は、次のとおりとする。

ア 事業者は、本町の求める性能を備えた本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独企業、または複数の企業(以下「構成企業」という。)により構成されるグループ(以下「参加グループ」という)とする。

イ 構成企業は、本事業の対象工事の設計及び工事監理を行う企業(以下「設計企業」という)及び本事業の対象工事を施工する企業(以下「建設企業」という)の合計2者以上で構成される共同企業体により構成されるものとする。

ウ 単独企業または建設企業は、町内または近隣市町の企業を含めた合計2者以上で構成される共同企業体により構成されるものとする。

エ 単独企業または構成企業から直接業務の一部を受託し、または請負うものを協力企業とする。

(2) 代表企業の選定

ア 単独企業または構成企業の中から代表企業を定め、参加資格確認書類にて明らかにするものとする。

イ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや事業者となった場合の契約事務を含め、本町との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、本町への登録及び提出、ならびに本町からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行われるものとする。

(3) 複数応募の禁止

参加グループの単独企業または構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係または人的関係のある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

2 構成員の備えるべき参加資格要件

構成員は、以下に規定する参加資格要件を募集参加資格審査書類の受付締切日に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない構成員の参加は認めない。また、募集参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

(1) 構成員の共通参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

イ 参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの間において、「松田町工事等入札参加資格者の指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全である者と認められないこと。

エ 資格確認書類提出日において、法人税を滞納していないこと。

オ 資格確認書類提出日において、町町村税を滞納していないこと。

カ 資格確認書類提出日において、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 資格確認書類提出日において、設計担当者として、引き続き3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある別添資料「町立学校施設空調設備設置事業 要求水準書」の第2-1-(3)-ウに示す者を有していること。

ク 資格確認書類提出日において、工事管理者として、引き続き3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある別添資料「町立学校施設空調設備設置事業 要求水準書」の第2-1-(3)-ウに示す者を有していること。

※ ク及びケの要件については、各構成員が配置するのではなく、事業者において配置するものとし、兼任することができる。

(2) 代表企業の参加資格要件

ア 資格者名簿の管工事に登録されていること。

イ 建設業法（昭和 24年法第 100号）第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成30年4月1日現在において、建設業法（昭和 24年法第100号）第27条の 23第1項に規定する経営事項審査の管工事の総合評点が次に該当すること。

・ 530点以上であり、松田町内に本店や支店を有していることが望ましい。

エ 資格確認書類提出日において、管理技術者として、引き続き3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある別添資料「町立学校施設空調設備設置事業 要求水準書」の第3-1-(3)-アに示す者を有していること。

※ エの要件については、(1)ク及びケに示す者と兼任しない。

(3) 代表企業以外の構成員の参加資格要件

ア 松田町内に本店や支店を有していることが望ましい。

イ 平成30年4月1日現在において、建設業法（昭和24年法第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査の管工事は530点以上、電気工事の総合評点が540点以上であること。

(4) 参加資格の喪失

構成員が、参加資格確認基準日から最優秀提案者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該事業者としての参加資格を取り消す。ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

ア 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合事業者のうち、1ないし複数の構成員が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えたうえで、事業者の再編成を発注者に申請し、提案審査書類の提出日の前日までに発注者が認めた場合。

ただし、残存企業のみで事業者の再編成を発注者に申請する場合は、当該残存企業のみで本要項に定める構成員の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定制も行うこととする。ただし、事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該事業者としての参加資格を取り消す。

イ 提案審査書類提出日から最優秀提案者決定日までに参加資格を喪失した場合上記アと同様とする（なお、「提案審査書類の提出日の前日までに発注者が認めた場合」は、「最優秀提案者決定日の前日までに発注者が認めた場合」に読み替える。）。ただし、事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該事業者としての参加資格を取り消す。

3 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾事業者は、募集参加資格審査書類の提出をもって、募集説明書等（募集要項の他に「要求水準書」、「最優秀提案者決定基準」、「様式集」、「提供資料」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担今回のプロポーザル参加に関し必要な一切の費用は事業者の負担とし、発注者は一切負担しない。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提出書類の著作権は、事業者に帰属するものとする。ただし、発注者が松田町情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他発注者が必要と認めるときには、発注者は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業者の提案については、発注者による企業選定過程等の説明以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うこととする。

(4) 発注者からの提示資料の取扱い発注者が提供する資料は、募集参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 事業者の複数提案の禁止事業者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止提出書類の変更、差し替え及び再提出は第3-2-(4)の場合を除き、原則として認めない。

(7) 使用言語、単位及び時刻

応募参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 スケジュールについて

(1) 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかにホームページに公表する。ホームページのアドレスは、第8-1を参照すること。以下同様とする。

日程（予定）	内容
平成31年2月13日（水）	募集要項等の公告
2月13日（水）～2月22日（金）	質問の受付期間
随時	質問に対する回答
2月18日（月）～2月19日（火）	現地確認申込書の受付期間
2月20日（水）～2月22日（金）	現地確認（松田小学校）期間
2月25日（月）～2月28日（木）	参加表明書・資格確認書類・提案書の受付期間
3月4日（月）	提案審査
3月6日（水）	最優秀提案者の決定及び審査結果の公表
3月上旬	仮契約の締結
3月中旬	本契約の締結

※スケジュールは予定です。議会の状況や本町の都合等により、変更する場合があります。

5 応募手続き等

(1) 募集要項等に関する質問の受付、並びに回答

募集要項等に記載された内容に関する質問を以下の要領により受け付ける。

ア 受付期間

平成31年2月13日（水）から平成31年2月22日（金）15時必着

イ 提出方法

「質問書」（様式集1-1）をホームページ

（HP：<http://town.mastuda.kanagawa.jp/>）からダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（E-Mail：kyoiku@town.matsueda.kanagawa.jpファイル添付）にて提出すること。なお、メールタイトルには「募集要項等に関する質問（代表企業名）」と明記すること。質問書のファイル形式は「Microsoft Excel」とする。

提出は、第8-1に示すメールアドレスに行うこと。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

ウ 質問に対する回答方法 募集要項等に関する質問に対する回答は、随時ホームページに公表し。個別に回答を行わないものとする。

(2) 現地確認の開催

参加を希望する事業者を対象に、松田小学校を対象とした現地確認期間を設ける。現地確認の留意事項等の詳細は「現地確認申込書」（様式集 様式1-3）の留意事項を確認のこと。

ア 実施期間

平成31年2月20日（水）から平成31年2月22日（金）

各日 16時から1時間程度

イ 参加申込み方法

現地確認を希望する事業者は、「現地確認申込書」（様式集 様式1-3）に必要な事項を記載の上、平成31年2月18日（月）から平成31年2月19日（火）17時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込みをすること。メールタイトルには「現地確認（対象校抜粋）に関する申込（代表企業名）」と明記すること。

提出は、第8-1に示すメールアドレスに行うこと。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。なお、参加表明及び参加資格確認申請書類と併せて持参しても構わない。

ウ 現地調査日の決定

参加申し込みを送信したメールアドレスに現地調査の日時について返信する。

エ 現地確認時の参考図書

参考図書は配付しない。第2-8-(1)-イに示す提供資料を持参すること。

(3) 参加表明、参加資格確認申請書類及び、提案書類の受付

参加を希望する事業者は、参加表明及び参加資格確認申請時の提出書類を提出し、本事業の募集に参加する意思があることを表明するとともに、募集要項参加資格を満たすことを証明するための書類を提出すること。なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

また、事業者は、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「提案書」という。）を発注者に提出すること。なお、第2-6に示す「提案上限額」並びに同7に示す「事業期間等」を超過している提案書は、いかなる理由があろうと受け付けない。

提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

また、事業者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

ア 受付期間

平成31年2月25日（月）から平成31年2月28日（木）17時必着

平日の8:30～17:00（12:00～13:00を除く）

イ 提出方法

持参により提出すること。なお、表には「町立学校施設空調設備設置事業に係る提案書類在中」と朱書きすること。提出部数は様式集に示す。提出は第8-1に示す場所に行うこと。ただし、提出の前に提出日時を電話にて連絡すること。

第4 最優秀提案者の選定

1 選定委員会の設置

発注者は、本事業における最優秀提案者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、町立学校施設空調設備設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。本事業について選定委員会委員に接触を試みた者は、参加資格を失う。

2 最優秀提案者の選定方法

本事業の最優秀提案者の選定審査は、「資格審査」と「提案審査」との二段階に分けて実施する。

(1) 提案審査

提案審査は、事業者から提出された提案書について、最優秀提案者決定基準に従い、以下の日程で、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、定量的評価及び定性的評価を行い、本事業の実施に係る提案書の提案内容による技術評価点と価格点による得点が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。

ア 実施予定日

平成31年3月4日（月）

イ 定量的評価提案上限額により評価する。

ウ 定性的評価事業者が提出した提案書等に基づき、事業理念、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目についての提案内容を勘案して評価する。

(2) 提案審査（プレゼンテーション、ヒアリング）実施要領

ア 場所松田町役場

※場所、時間等の詳細は、別途示すものとする。

イ 準備するもの

プレゼンテーション審査にパソコン等の機器を使用する際は、審査対象の事業者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション審査開始5分程度とする。なお、スクリーン・プロジェクタは発注者にて準備する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング

提案書のプレゼンテーションは20分、ヒアリング20分で行うものとする。

エ プレゼンテーションの出席者

事業者から5名までとし、代表企業から1名以上及び予定監理技術者が出席すること。予定監理技術者がプレゼンテーションを行う方が望ましいが、監理技術者以外の者が行う場合、原則、プレゼンテーションを行った者が本事業の担当を行うこと。出席者リスト（任意様式）を提案審査の前日までに事務局へメール又はFAXで提出すること。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

3 最優秀提案者の決定・公表

事業者から提出された提案書を選定委員会が審査し、最優秀提案者を選定する。併せて次点も選定する。発注者は、選定委員会の審査結果を踏まえて、最優秀提案者を決定し、決定された最優秀提案者を選定企業として、随意契約により契約を締結する予定である。ただし、提案価格が契約額ではない。なお、提案審査に進んだ者が1者であった場合には、全ての評価項目において別添資料の「町立学校施設空調設備設置事業 公募型プロポーザル募集 最優秀提案者決定基準」の【表2 各評価項目の得点化基準】に示す評価の「F（未記入）」がなく、かつ、審査員全員の評価点数の平均が60%以上であれば、当該提案者を最優秀提案者として選定するものとする。

最優秀提案者決定後、速やかに当該事業者の代表企業に対して決定された旨を通知するとともに、採用されなかった事業者にもその旨を通知する。また、審査の結果はホームページに掲載し、公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

4 事務局

最優秀提案者（以下「選定企業」という。）選定に係る事務局は、次のとおりとする。
松田町教育委員会 教育課 施設管理係

第5 契約の考え方

1 契約の手続き

発注者は、選定企業決定後速やかに提案書及び要求水準書等に基づき、契約の内容及び契約金額について協議を行い、平成31年2月下旬までに合意を得て仮契約を締結するものとする。ただし、その者と仮契約が成立しない場合は、次点になった事業者と交渉を行い仮契約を締結する。仮契約は松田町議会の議決を得たときに本契約となる。なお、本契約の締結までは、契約を保証するものではなく、松田町議会の議決が得られず本契約に至らなかった場合、発注者はその損害賠償の責を負わない。

また、選定企業が、最優秀提案者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

2 契約の概要

本事業の契約は、提案書に基づき締結するものであり、選定企業が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務等業務に関する業務内容や支払方法等を定める。

3 契約金額

選定企業が提出した提案書の内容を精査し、提案した金額を協議の上、契約金額を決定する。

4 契約の保証

契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする。

5 支払い条件

前払金及び部分払の支払いについては、松田町会計規則及び松田町契約規則によることとする。

第6 提示条件

1 事業フレーム

（1）事業の遂行

選定企業は、平成31年6月28日（金）までに冷房運転をできるようにし、部分検査を受け、空調設備を引き渡すこと。また、平成31年8月28日（水）までに完成検査を受け、暖房運転ができるようにすること。

選定企業は、募集要項及び提案書等により発注者と合意した内容の業務を確実に行うこと。

（2）債権の取扱い

選定企業は、発注者に対して有する支払請求権（債権）を他者に譲渡することはできない。

2 発注者と選定企業の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業を目指すものである。選定企業が担当する業務については、原則として選定企業が責任を負うものとし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

発注者と選定企業の責任分担は、募集要項等を踏まえた選定企業による提案書等によることとする。

第7 事業実施に関する事項

1 発注者による本事業の実施状況の確認

発注者は、事業の実施状況について、設計時、施工時、完了時に選定企業が定められた業務を確実に履行し、要求水準書及び提案書に基づく業務水準を達成しているか否かを確認する。また、選定企業は、発注者が求める場合、必要に応じて報告書を提出するものとする。

選定企業は、事業の実施状況について定期的に報告書を提出すること。また、第5-1で合意した内容について、変更が生じた場合、直ちに理由書を作成し発注者へ報告を行うこと。無断で変更した場合、契約金額の変更対象とする。

2 事業期間中の選定企業と発注者の関わり

本事業は、選定企業の責において遂行される。また、発注者は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。発注者は、選定企業の代表企業に対して連絡等を行うものとする。

3 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 選定企業の責めに帰すべき事由の場合

ア 選定企業の業務内容が要求水準書及び提案書に基づく業務水準を満たしていない場合、選定企業の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、発注者は、選定企業に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において、選定企業が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、発注者は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により、発注者が事業契約を解除した場合は、発注者は、事業契約に基づき選定企業に対して違約金等の支払を求めることができるものとする。

(2) 発注者の責めに帰すべき事由の場合

ア 発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定企業は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により、選定企業が事業契約を解除した場合は、選定企業は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他発注者又は選定企業の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、発注者と選定企業は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、発注者及び選定企業は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により事業契約が解除される場合、選定企業は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

第8 その他

1 情報提供

発注者は、ホームページにて本事業に関する情報提供を適宜行う。

担 当：松田町教育委員会 教育課施設管理係 所在地：〒258－8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037 電 話：0465－83－7023 FAX：0465－44－4686 E-Mail：kyoiku@town.matsuda.kanagawa.jp H P：http://town.matsuda.kanagawa.jp/
